

平成 27 年度医療拠点化促進実証調査事業 公募に関する Q&A

平成 27 年 5 月 28 日公開

1. 応募対象となる事業、応募資格について

対象事業について、FS や基礎調査は除くということだが、すでに自力で FS や基礎調査を終えていて契約まで至ってないが、事業化に向けて残りの半年～1 年の活動に対して補助を受けるといえるのか可能か？

可能です。

介護・福祉分野に関する事業の公募を考えているが、公募要領を見ると、本事業は医療技術・サービス事業に対する補助事業という記載がされている。
今回の公募では介護・福祉分野は対象とはならないのか。

公募につきましては、介護・福祉分野の応募を妨げるものではありません。
公募要領 P2 の応募対象となる事業、また P17 の審査基準等に沿って応募いただいた事業につきまして厳正に審査させていただきます。

補助事業に使用する機器等の購入は計上を認めないとのことだが、自社の機材をレンタルということで特定期間に使用することは可能か。

事業期間内のレンタル費用の計上は可能です。ただし、代表団体または参加団体が販売する機器を現地医療機関等にレンタルするという場合、利益排除をした上で、レンタル費用として計上する必要があります。

公募要領 7 ページの応募資格の条件の中に、「医療の海外展開での経験を有し」とあるが、具体的にはどのような経験が必要となるのか？

自分たちは医療機関でないため医療を実施した経験はないが応募可能か。

実際の医療行為に限らず、医療関連事業を実施する事業者として調査等を経験していることを意識しています。そのような経験を持って拠点化を推進して頂きたいと考えております。

参画団体として、過去に同様の事業に参加したことがあるが、今回代表団体として応募することは重複にはあたらないか。

過去の事業への参画であり、全く同一内容の事業でないのであれば、重複にはあたりません。

1 件の事業について、複数国を対象として応募することは可能か。

公募審査の中で、複数国を対象とする必要性を踏まえて検討します。

1 社が複数のプロジェクトを公募申請することは可能か。

1 社当たり 2 件以上の公募申請も排除しませんが、実施体制等は評価されますので、社内ですっかりとした実施体制がとれること等をご確認ください。

プロジェクトの総括代表者が参加団体等の代表になっているのは利益相反となるか？

代表団体と参加団体との委託契約締結時に利益相反に配慮した内容にする等、代表団体と参加団体の間で整理されていれば問題ありません。

2. 補助率、事業対象経費について

補助率が中小企業と大企業で違っている。資本金と従業員数で区別をしているが、それは連結で判断するのか、それとも単体で見るのか。例えば、ホールディングスの場合、単体では中小企業だが、連結だと大企業となる場合に、どちらに区別されるのか。

実際に代表団体となる企業の単体での規模で区別します。

代表団体が中小企業、委託先が大企業の場合の補助率はどうなるか。

代表団体の規模により補助率を決定しますので、中小企業が代表団体となる場合の補助率は 2/3 となります。

ただし、あくまでも事業主体となるところが代表団体となるものであり、補助率のために意図的に中小企業を代表団体とすることは避けてください。

公募申請時点では中小企業の規模となるが、採択された後事業実施期間に大企業の規模になった場合は、どのような補助率が適用されるか。

原則、大企業になる時点で計画変更の手続きを行っていただき、大企業になった時点以降の経費については補助率 1 / 2 を適用することを想定しております。詳細は採択後に対象となり得る事業者と個別に相談させていただきます。

予算額書を作成するにあたり、各経費区分の配分に制限はあるか。

公募要領の 7 ページの記載の通り、補助事業の 5 割以上の経費をコンソーシアム内で使うこととなっています。そのため、人件費、事業費、委託費の経費区分の配分に関する制限はないものの、外注費等コンソーシアム外で使用される経費が 5 割を超えることは不可能です。

予算額書を作成するにあたり、海外で発生した費用の円換算はどのレートを使うか。

事務処理マニュアル3ページに記載の通り、事業対象経費となるのは、支払時のレート、または事業者にて規程等で定められた適用レートで計上する必要がありますが、公募申請の時点では最終的な適用レートが確定していないはずなので、想定レートにて積算して下さい。

コンソーシアムで発生する人件費のみを計上することは可能か。

可能です。

参加団体へ委託した場合、その委託先が再委託をすることは認められるか。

委託先からの再委託は想定しておりません。そのような場合は、代表団体が直接委託をしてください。なお、委託先（参加団体）が外注費を計上することは可能です。

参加団体へ委託した場合、委託先の人件費は受託単価を適用することは可能か。

委託契約に基づくので、受託単価を適用することは可能です。

ただし、委託先に対しては経済産業省で実施する委託事業と同様の手順で事業経費精算をする必要があります。つまり、受託単価の適用にあたってはいくつかの条件がありますので、その点ご留意ください。

受託者に公表・実際に使用している受託人件費単価規程等が存在する場合、すなわち、①当該単価規程等が公表されていること、②他の官公庁で当該単価の受託実績があること、③官公庁以外で当該単価での複数の受託実績があること、のいずれかの条件を満たす場合、同規程等に基づく受託単価による算出（以下「受託単価計算」という。）を認める場合があります。

（経済産業省委託事業事務処理マニュアル12ページより抜粋）

※経済産業省委託事業事務処理マニュアルは、下記 URL からダウンロードできます。

http://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2015_itaku_manual.pdf

3. 公募申請書類の記載方法について

公募申請書の提出は両面印刷か、片面印刷か。

片面印刷での提出をお願いいたします。

公募申請時点では、2014年度の決算がまだ承認されていないため公開できないが、提出が

必要か。

公募申請時点で公開できる期を直近として、過去3年分を提出して下さい。

コンソーシアムのうち1社は、未上場企業であるため売上高や利益等が未開示です。公開できない部分についてはどのように対応すればよいか。

未上場企業であっても、様式8の参加団体の概要は記載ください。記載された情報の取り扱いにつきましては、MEJにて厳重に管理いたします。

公募申請書様式C-3「成果物のイメージ」はどのように記載すればよいか。

実証調査としてどのような項目を立てて調査するか、ということが報告書の目次案のイメージでわかるので、項目のみの記載で構いません。

現地医療機関や商工団体等協力関係を結んだ相手先は協力団体として記載するか。

協力団体として記載ください。